証券の発行・流通に関する措置の概要（2025 年 2 月 9 日現在）

	対象行為	制裁対象団体
財務大臣の許可を要する。	制裁対象者による日本における新規の証券の発行又は募集 ＊2014 年付告示指定の制裁対象者については償還期限が 30 日を超えるものに限る。 ＊2022 年 2 月 26 日付告示指定の制裁対象者については、償還期限を問わない。	**2014 年付告示指定 5 銀行、当該銀行が 50%以上持分を有する子会社** ・ズベルバンク ・対外貿易銀行(VTB) ・対外経済銀行 ・ガスプロムバンク ・ロシア農業銀行 **2022 年 2 月 26 日付告示指定 3 機関** ・ロシア連邦の政府 ・ロシア連邦の政府機関 ・ロシア連邦中央銀行
	居住者による、制裁対象者が日本において新規に証券を発行し、又は募集するために行われる労務又は便益の提供	
	居住者による、2022 年 2 月 26 日付告示指定の制裁対象者が、2022 年 2 月 26 日以降発行した証券の、①非居住者からの取得、又は②非居住者に対する譲渡	

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。